生産緑地地区の追加指定のご案内



🥡 生産緑地ってなんですか?

生産緑地地区とは、良好な生活環境の確保に効用があり、将来的に公共施設等の敷地として適している市街化区域内の農地を都市計画に定める制度です。

2

生産緑地に指定するための要件を教えて!

- ▶ 公害又は災害防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活 環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等の敷地に適している農地
- ▶ 一団として500㎡以上の農地
- ▶ 農林漁業の継続が可能な農地(原則として、公道に接しているなど) 一団とは、物理的な一体性がある状態(障害物がなく農業をするうえで支障がな
- 一回とは、初壁的な一体圧がある状態(障害物がなく農業をする)たび文庫がない)であり、6m以内の道路、水路等を挟んで向かいあう状態まで認められます。

生産緑地に指定するためには、土地に関する権利を有する者全員が同意する必要があります。

3

生産緑地に指定されるとどうなるの?

- ▶ 農地として適正な管理、保全が義務付けられます。
- ▶ 標識の設置が必要となる場合があります(地区ごとに市で設置)。
- ▶ 建築や造成は許可制となり、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものと認められる施設以外の建築物の設置はできません(行為制限が発生します)。
- ▶ 指定より30年間は、一定要件を満たさなければ解除できません。
- ▶ 固定資産税・都市計画税が農地課税になります。
- ▶ 相続税の納税猶予制度の適用が可能となります。







既指定の生産緑地地区

裏面に続きます



生産緑地に指定されるまでどのぐらいかかるの?

令和5年12月28日まで 追加指定申請・事前相談期間

令和6年1月~3月 市による指定希望地の現地確認・審査

令和6年4月~10月 都市計画の案の作成 権利者の指定同意書の提出 都市計画決定の諸手続き

令和6年11月(予定) 都市計画審議会への諮問

令和6年12月 都市計画決定の公示・土地所有者への通知



生産緑地の追加指定を申請するにはどうしたらいいの?

生産緑地は法令に基づく制度であるため、内容について十分に理解してください。窓口で「生産緑地制度説明書」を配布しています(みどり公園課のホームページにも掲載しています)。

必要に応じて事前相談を行い、指定希望地が決まりましたら、下記の 書類をそろえて、みどり公園課に提出してください。

- 上尾都市計画生産緑地地区 追加指定希望申請書
- ▶ 指定希望地の全部事項証明書(登記簿)と公図の写し
- ➤ 指定希望地の案内図(土地区画整理事業地内については仮換地証明書と仮換地指定図の写し) ※申請書を提出することで、生産緑地の追加指定が確定するわけではないのでご承知おきください。

6

問合せ・事前相談先、資料配布はこちら

上尾市都市整備部みどり公園課(市役所6階)

〒362-8501 埼玉県上尾市本町 3 - 1 - 1 048-775-8129(直通)ホームページURL: https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s355000/

※事前相談に御来庁の際は、指定希望地の 案内図、状況の写真をお持ちください。

追加指定のホームページ→

